

事業之係ノ回答前記ノ如クナルヲ以テ普働者側代表等ハ再會見ヲ約シ釋去ニ協議ノ上更ニ今日午後五時事業之定ヲ訪問ニ普働再會見ノ上種々折衝シ重キタル結果午後六時左記条件ヲ以テ圓滿解決セリ

記

- 一 船丈四名ノ解雇ヲ取消シ後前道使用スルコト
 - 二 船丈係ニ於テハ別記通陳謝状ヲ提出シ謹慎ノ上再ヒ斯カル行為ヲ拂返サ、ルコト
 - 三 平沼船丈組合代表新井長左衛門和向寅吉両名ニ於テ今後ノ船又ハ行為ニ對シ責任ヲ持ツコト
- 以上中道ノ報候也

陳謝状

一 昭和六年四月七日の件ニ就キテは私等船丈とシテ甚大なる害の及リタル事トシテ今後モ何レの如キ事トシテ為任強制的に移シ去ルコトを誓ヒ私等連署者トシテ一層々謝意を表スル所ナリトシテ今後モ何レの如キ事トシテ移シ去ル事トシテ是等日ニ至ル人及ビ船主等ノ意向に順守スル所ナリトシテ誓ヒ

船丈

中、四、七、八、九、日
兼、田、信、一
清、河、晴、治、三
吉、内、左、七
新、井、長、左、衛、門

三人

新井長左衛門